「商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例(仮称)」骨子案等について

条例骨子案のポイント

- 基本理念として、県、市町村、商業者等(大型店、商店街、地域商業関係団体)及び地域の多様な主体(例:NP0、住民団体等)が 連携して、地域貢献活動の推進に取り組むべきことを規定。
- 市町村が、総合的なまちづくりを担う基礎自治体として実施する、条例・指針の策定を含む地域貢献活動を推進する施策に **県として協力**することを規定。(**市町村**が地域貢献活動の推進に自主的・積極的に取り組むことを期待。)
- **商業者等(大型店、商店街、地域商業関係団体)の役割**として、活気と魅力のある商業地の形成とともに、**地域貢献活動に努める**!情報の収集・提供、広報及び啓発 べきことを規定。

特に**大型店**は、地域の多様な主体と連携し、**地域貢献計画の作成**等を通じて、**積極的に地域貢献活動を行う**べきことを規定。 また、大型店を含む商業者は、良好な地域経済社会の形成や地域貢献活動の主要な担い手である地域商業関係団体への加入等 **により相互の連携**に努めるべきことを規定。

く県の青務>

- ・商業者等による地域貢献活動の 推進に関する施策を総合的に実施 し、活動に係る県民の理解を深め るべきことを規定。
- ・県は、活動の推進に資するよう、 を行うことを規定。

これまで**県がガイドラインで定めていた手続き規定**(出店計画の早期の情報提供、地域貢献計画の提出)についても、 条例で規定。

手続き規定の見直し案(条例及び規則等により規定)

〇地域貢献計画作成手続きの見直し

- ・ 県に計画を提出
- ・市町村及び地域商業関係団体からの意見聴取を経て県に計画を提出 その際、意見を計画内容に反映するよう努める(運用指針等で規定)
- ○手続きの対象となる大規模小売店舗の一部拡大(規則で規定)
 - 店舗面積(飲食業除く)3,000 m²以上
 - ・店舗面積(飲食業**含む**)3,000 ㎡以上

○地域貢献活動実施報告書の提出後の中間評価の実施

- ・毎年度県に提出、県は HP に掲載し市町村へ連絡
- ・毎年度県に提出、県はHPに掲載し市町村へ連絡 5年度計画の中間で県から市町村及び地域商業関係団体に意見を聴取、大型店にフィードバック

〇市町村が条例により、地域貢献計画等に係る手続を定めた場合の優先適用 (県と同等以上の内容を規定した場合に限る。)